

**3月の納税**

**後期高齢者保険料・・・9期**

忘れずに納めましょう  
納税は便利な口座振替で

**納期限／4月1日(月)**

**登米市の人口・世帯数**  
(令和6年1月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			(前月比)
		男	女	計	
迫	7,670	9,377	9,814	19,191	(▲30)
登米	1,747	2,087	2,287	4,374	(▲9)
東和	2,214	2,707	2,758	5,465	(▲20)
中田	5,277	7,328	7,534	14,862	(▲28)
豊里	2,151	3,013	3,048	6,061	(▲8)
米山	2,792	4,049	4,142	8,191	(▲14)
石越	1,492	2,130	2,139	4,269	(▲9)
南方	2,710	3,881	4,059	7,940	(▲5)
津山	1,107	1,359	1,496	2,855	(▲7)
合計	27,160	35,931	37,277	73,208	(▲130)

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています

**市内の交通事故発生状況**  
(令和6年1月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	R6	R5	増減数
人身事故発生件数	6件	8件	▲2件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	6人	8人	▲2件
物損事故発生件数	94件	82件	12件

※R6年1月からの延べ件数(前年同時期と比較)

**警察署からのお知らせ**

年明けから、宮城県内では交通事故が連続して発生しています。ハンドルを握ったら運転に集中し、安全運転を心掛けましょう。

**1月の災害件数**

	火災	救急	救助
令和6年累計	3件(3件)	301件(301件)	4件(4件)
前年同月	3件	361件	0件

3月7日は消防記念日です。地域住民全員が「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深める日です。

**ハローワークはさま発行求人情報**  
ハローワークはさまざま発行している求人情報を掲載掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時です

障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

● **自動車燃料助成事業**

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車所有し運転する、またその自動車を障がい者のために運転する同居者②身体障害者手帳下肢3級で、自動車を所有し運転する③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外

【持参するもの】障害者手帳、運転免許証、車検証および電子車検証の場合は自動車検査証記録事項、印鑑

● **福祉タクシー利用助成事業**

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1・2級

※障害者自動車燃料費助成事業や透析患者通院費助成事業の利用者は対象外

【持参するもの】障害者手帳、印鑑

● **共通事項**

【申請】3月1日(金)から、各総合支所市民課で受け付け

※令和5年1月1日以降の転入者は、転入前住所地の住民税課税(非課税)証明書が必要です

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552  
☎ 0220(58)2375

当する人①身体障害者手帳1・2級②身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる③療育手帳A④精神障害者保健福祉手帳1・2級

※詳細は、市公式ホームページを確認ください

【申請・問い合わせ】総務部税務課(市民税係)

☎ 0220(22)2163

▼ **価格高騰の負担を軽減 燃料券を配布しています**

市では、エネルギーなどの価格高騰による市民の経済的負担の軽減を図るため、「登米市燃料券」を配布しています。

【対象者】令和6年1月1日時点で市内に住居登録のある人

【燃料券】1人当たり3千円分

【使用期間】2月15日(木)～5月31日(金)

【使用対象】灯油、ガソリン、軽油の購入

【配布時期】1月下旬～2月末

※世帯主あてに世帯分をまとめて、ゆうパックで配送しています

【問い合わせ】産業経済部地域ビジネス支援課(地域ビジネス支援係)

☎ 0220(34)2706

**相談**

生活や仕事などの悩み相談に応じます

【日時】3月12日(火)午前10時～午後4時

【場所】迫公民館

【相談料】無料

【問い合わせ】そ・えーる登米

☎ 0220(23)8610  
☎ 0220(23)8665

新規で申請する人、継続申請する人で車両や運転者などに変更がある場合は、税務課または各総合支所市民課の窓口で申請してください。

【申請期間】4月2日(火)～5月24日(金)

※詳細は、市公式ホームページを確認ください

【申請・問い合わせ】総務部税務課(市民税係)

☎ 0220(22)2163

▼ **価格高騰の負担を軽減 燃料券を配布しています**

市では、エネルギーなどの価格高騰による市民の経済的負担の軽減を図るため、「登米市燃料券」を配布しています。

【対象者】令和6年1月1日時点で市内に住居登録のある人

【燃料券】1人当たり3千円分

【使用期間】2月15日(木)～5月31日(金)

【使用対象】灯油、ガソリン、軽油の購入

【配布時期】1月下旬～2月末

※世帯主あてに世帯分をまとめて、ゆうパックで配送しています

【問い合わせ】産業経済部地域ビジネス支援課(地域ビジネス支援係)

☎ 0220(34)2706

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

**寄付**

ご寄付いただき、ありがとうございます。12月受納)うございました。(12月受納)

● 株式会社アイ・ケー・エス様/小中学校、子育て支援施設、図書館等用・絵本110冊(12月14日)

● 医療法人社団恭護会上杉皮膚科医院様/子育て支援センター、児童館用児童図書179冊、保育用品78個(12月19日)

● 市内在住個人(匿名)様/感染症予防に現金20万円(12月20日)

● 市外企業(匿名)様/市の公益に現金10万円(12月25日)

【問い合わせ】総務部総務課(総務係)

☎ 0220(22)2091

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755